

## 社会福祉法人さいび園 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人さいび園（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
- (2) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 役員等の報酬は無報酬とする。

### (費用弁償)

第4条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員等の、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、社会福祉法人さいび園旅費規程に基づき、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

### (公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

### (細則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

### 附則

この規程は平成30年10月5日から施行する。